糖尿病等の生活習慣病対策推進費

平成23年9月

健康局総務課(生活習慣病対策室 野田 広室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
施策大目標 分野	的供給医療サービスの安定	構築的な医療保険制度の的な医療保険制度のを含めた持続的・安定	国民の健康支援	生活環境の確保	高齢者が生きがいを 高齢者が生きがいを	年金制度の確立安心して信頼できる	社会の実現 のない人も地域でと のない人も地域でと	戦傷病者等の援護	提供

施策中目標					
1	適正な移植医療を推進する				
2	難病対策、ハンセン病、エイズ対策を推進する				
3	原紙爆弾被爆者等を援護する				
4	感染症の発生・まん延を防止する				
5	ワクチン等を安定的に供給する				
6	地域の保健医療体制を確保する				
7	健康づくりを推進する				
8	健康危機管理体制を確保する				

施領	策小目標
1	健康作り対策(栄養・食生活)を推進すること
2	健康作り対策(身体活動・運動)を推進すること
3	健康作り対策(たばこ)を推進すること
1	がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

その他、以下の事業と関連がある。

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析(平成19年度)

①現状分析

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

2問題点

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

③問題分析

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

④事業の必要性

糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、必要である。

(2) 事後評価実施時(現状)における現状・問題分析

①現状分析

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

2問題点

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

③問題分析

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

4事業の必要性

糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法 では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応 じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、必要で ある。(なお、平成22年度より、運営主体の、国立国際医療センターが、独立行政法人化し たことに伴い、運営費交付金へ移管された。)

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	糖尿病が強く疑われ る人(単位:万人)	_	約 890	1		1
2	糖尿病の可能性が否 定できない人(単 位:万人)	_	約 1,320	_	-	-

(調査名・資料出所、備考等)

- ・指標1及び2は、平成19年度国民健康・栄養調査(健康局生活習慣病対策室調べ)によ る。5年毎の調査のため、平成19年のみ把握可能。
- 参考1 平成14年度の数値

指標1 約740万人

指標 2 約880万人

参考 2 平成 14 年の糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数 約13,000人 平成 20 年の糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数 約 16,200 人

3. 事業の内容

(1) 実施主体

独立行政法人 国立国際医療研究センター等

(2) 概要

糖尿病等の生活習慣病対策を推進する上で、糖尿病対策に関連する情報を収集し、分析し、国 民・患者・医療関係者に対して、「糖尿病医療に関する専門医療機関の情報」、「最新の予防法 や治療方法に関する情報」等を発信する情報基板を独立行政法人国立国際医療研究センターに設 置し、運用していくための事業

(3)目標

糖尿病に関する情報収集・分析、最新の予防・治療方法についての情報提供、医療従事者向け研 修を行うこと等により、糖尿病患者、予備軍の減少を目標とする。

(4) 予算

会計区分:一般会計

平成24年度予算要求: 49百万円

糖尿病等の生活習慣病対策推進費全体に係る予算の推移:

(単位:百万円)

H20	H21	H22	H23	H24	
173	148	29	21	49	

4. 事前評価の概要(必要性、有効性、効率性)

(1) 必要性の評価

診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療 方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。

(2) 有効性の評価

糖尿病等に患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。

(3) 効率性の評価

医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。

5. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性)

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

国立国際医療センターに、様々な糖尿病対策に関連する情報の収集、分析、発信等を担う情報基盤を整備し、「糖尿病医療に関する専門機関の情報」、「最新の予防法や治療方法に関する情報」等を発信することにより、糖尿病等の生活習慣病対策が推進された。(なお、平成22年度より、この経費は、独立行政法人国立国際医療研究センターの運営費交付金へ移管された。)

②有効性の評価

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者が減少した。

③事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

糖尿病診療の均てん化と糖尿病に関する全国の医療水準の向上が進められた。

②事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他(公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

現在、独立行政法人国立国際医療研究センターに設置された糖尿病情報センターにおいて、以下の業務を行っており、今後も本事業を行うため、平成24年度予算要求においても所要の予算を要求する。

- 情報登録・発信機能
 - 1) 医療機能情報、地域連携パスに関する情報を収集しこれを発信する
 - 2) 倫理面に最大限の配慮をしつつ糖尿病情報についての登録を行い、登録データを集約・分析する
 - 3) 医療者向け糖尿病論文情報等を収集・登録・公開する
- 研修支援機能

糖尿病に関わるメディカルスタッフに対する研修講座を企画・開催する

6. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期) アウトカム指標 H18 H19 H20 H21 H22 6,013 1 定期健康診断等糖尿病に関す る健康診断受診者(単位:万人) (6860万人以上/2010 年) 達成率 87.7% 糖尿病検診における異常所見 80.6 者の事後指導受診率 (単位:万人) 男性 (100%/2010年) 達成率 80.6% 糖尿病検診における異常所見 79.4 者の事後指導受診率

【調查名·資料出所、備考等】

達成率

(単位:万人)女性 (100%/2010年)

平成 19 年度国民健康・栄養調査 (健康局生活習慣病対策室調べ) による。5 年毎の調査のため、平成 19 年のみ把握可能。

79.4%

7. 特記事項

- (1) 国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当
 - ① 有 : 無
 - ② 具体的記載
- (2) 各種計画等政府決定等の該当
 - ① 有 · 無

② 具体的記載
(3)審議会の指摘
① 有·無
② 具体的内容
(4) 研究会の有無
① 有·無
② 研究会において具体的に指摘された主な内容
(5)総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
① 有•無
② 具体的状况
(6)会計検査院による指摘
① 有•無
② 具体的内容
(7) その他
特になし